

令和7年度公共事業再評価における一次政策評価の実施方針

1 趣旨

北海道政策評価条例（平成14年北海道条例第1号）第5条第1項の規定に基づき、知事部局が行う令和7年度公共事業再評価に関する実施方針を定める。

2 基本的な考え方

- (1) 令和7年度政策評価基本方針第2の1(4)及び(5)の規定により、公共事業再評価を実施する。
- (2) 評価の実施に当たっては、北海道の厳しい財政状況を踏まえ、限られた行財政資源を有効に活用した社会資本の重点的な整備の推進の観点から、「選択と集中」の視点に立った継続事業・地区の点検・検証を行うものとする。

3 評価の対象

道が実施する公共事業（国庫補助事業及び交付金事業）のうち、維持管理及び災害復旧等に係る事業を除いた次の(1)から(6)のいずれかに該当する施工地区

- (1) 事業採択後5年が経過した時点で未着手（建設部所管公共事業にあつては未着工と読み替える。）の地区
- (2) 事業採択後5年が経過した時点で継続中の地区（ただし、当該年度前に再評価を実施した場合を除く。）
- (3) 道路事業、街路事業、ダム事業のうち、事業採択前の準備・計画段階において、着工準備費又は実施計画調査費が初めて予算化されてから5年が経過している地区
- (4) 再評価実施後5年が経過した時点で継続中の地区
- (5) 直近の公共事業評価（今回が初めての公共事業評価の場合は事業採択時）における事業費から10億円以上の増額地区
- (6) 社会経済情勢の急激な変化やその他特別な事由等により再評価の実施の必要が生じた地区
- (7) 次のいずれかに該当する場合は上記(1)～(6)の規定にかかわらず、評価の対象としない。
 - ア 既に用地買収や家屋移転補償が完了するなど阻害要因がなく、評価対象年度の翌年度までに完了する見込みの地区
 - イ 事業費の進捗率がおおむね90%以上又は主要工事が完了している地区等のうち、北海道政策評価委員会公共事業評価専門委員会（以下「専門委員会」という。）において特に再評価を必要としないと認められた地区

4 評価の単位

国の通知等により事業種別ごとに示された単位とする。

5 評価の視点

- (1) 事業の進捗状況（事業は順調に進捗しているか）
- (2) 事業の実施に伴う経済効果等（事業の経済効果等はあるのか）
- (3) 事業コスト削減の取組（事業コスト削減の取組は十分か）
- (4) 事業の必要性（当初予定した事業の必要性に変化はないのか）
- (5) 事業を推進する上での課題（環境上の配慮や地域の動向・意向など事業推進上の課題はないか）
- (6) 事業の達成見込み（事業達成は見込まれるのか）

6 評価の時点

評価の時点は中間評価とし、令和7年8月1日現在での進捗状況で評価を実施する。ただし、上記3(6)に該当するものについては、別に定める。

7 評価の実施方法

各部局は、別に定めるマニュアルにより次の調書等を作成し、一次政策評価の実施後、別に定める期日までに総合政策部計画局計画推進課に提出する。

- (1) 公共事業再評価地区一覧表
- (2) 公共事業再評価総括表

(3) 公共事業再評価調書

8 報告事項

各部局は、別に定めるマニュアルにより次の一覧表等を作成し、別に定める期日までに総合政策部計画局計画推進課に提出する。

- (1) 上記3(5)に該当する地区
事業費10億円以上増額地区一覧表及び公共事業再評価地区一覧表
- (2) 上記3(7)アに該当する地区
翌年度完了見込み地区一覧表
- (3) 上記3(7)イに該当する地区
高進捗率・主要工事完了地区一覧表及び公共事業再評価地区一覧表
なお、再評価を必要としないと認められた地区は、公共事業再評価地区一覧表から削除するものとする。
- (4) 事業の進捗等についてフォローアップが必要と認められた過年度再評価対象地区の実施状況が分かる資料
- (5) 上記(2)のうち事業期間が延伸となる見込みの地区、あるいは上記(3)による報告で再評価の対象外となったものの計画に変更が生じた地区
公共事業再評価調書、並びに上記(2)又は(3)の報告後における事業期間又は事業計画の変更内容や変更理由等が分かる資料

9 意見反映

各部局は、評価の客観的かつ厳格な実施を図るため、評価の過程において専門委員会委員の意見を聴取するなど、学識経験を有する者の知見の活用に努めるものとする。

10 総合的な評価

多目的ダム事業等、複数の事業主体によって行われる公共事業の評価に際しては、それぞれの事業主体が設置する公共事業評価専門委員会等において、それぞれの事業内容や評価内容を相互に説明するなど、一体的・総合的な評価が行われるよう努めるものとする。

11 留意事項

- (1) 評価調書等の作成に当たっては、道民への説明責任を果たすよう、できるだけ分かりやすく、客観的な記述となるよう努めること。
- (2) 一次政策評価の実施後において、内容に大きな変更が生じた場合は、速やかに総合政策部計画局計画推進課と協議すること。

12 その他

その他評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。